

日本赤十字看護大学学生懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字看護大学学則（以下「学則」という。）第44条及び日本赤十字看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第37条に規定する懲戒処分の基準、種類、内容及び手続き等の必要な事項について定める。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒は、学生がその対象となる行為を行った場合、本学における学生の本分を全うさせるために、学校教育法第11条及び学校教育法施行規則第26条及び学則44条の規定に基づき行うものであり、その様態、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。

2 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要最小限にとどめなければならない。

(懲戒処分の対象となる行為)

第3条 懲戒処分の対象となり得る行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 性暴力等
- (3) ハラスメント等人権を侵害する行為
- (4) 学生本人の過失に起因する交通事故
- (5) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (6) 授業・実習中の情報倫理に反する行為
- (7) 本学の教職員並びに学生の活動を不当な手段によって妨害する行為
- (8) 本学の名誉及び信用を著しく失墜させる行為
- (9) その他、本学の規則に違反する行為、又は上記に準ずると認められる行為

(懲戒処分の種類及び内容)

第4条 懲戒処分の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 退学 非違行為を戒め事後の反省を求めたうえで、本学における学籍関係を一方的に終了させること。なお、再入学は認めない。
 - (2) 停学 非違行為を戒め事後の反省を求めたうえで、無期あるいは有期の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止すること。
 - (3) 戒告 非違行為を戒め事後の反省を求め、繰り返すことのないよう口頭及び文書により注意すること。
- 2 無期停学の期間は6ヶ月以上とし、有期停学の期間は1ヶ月以上6ヶ月未満とする。なお、停学期間であっても学則第39条及び大学院学則第34条に規定する学納金を納付しなければならない。
- 3 学長は本条に規定する懲戒のほか、教育的指導の観点から、文書又は口頭により厳重注意を行うことができる。

(懲戒処分の量定)

第5条 懲戒処分の量定は、次のとおりとする。

(1) 懲戒及び厳重注意の目安

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| ア) 事案の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合 | 退学 |
| イ) 事案の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合 | 退学又は停学 |
| ウ) 事案の原因行為は悪質ではないが、その結果に重大性が認められる場合 | 停学又は戒告 |
| エ) 事案の原因行為は悪質ではなく、その結果にも重大性が認められない場合 | 戒告又は厳重注意 |

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の当該行為に対する態度、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害、物的損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(4) 懲戒処分の標準例

別表1に定める。なお、標準例に掲げられていない懲戒対象行為については、標準例に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うことができる。また、犯罪行為及びその他の違法行為に関わった学生については、当該事案の確定判決を経ている場合、学生の認否等の状況に応じて本条に定める内容に相当するものと判断

することが可能な場合には懲戒処分を行うことができる。

(5) 過去に懲戒処分等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒処分又は厳重注意等の指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、前記の基準を超える重い処分をすることができる。

(懲戒の手続き)

第6条 懲戒の手続きは、次のとおりとする。

(1) 調査委員会の設置

学生の懲戒に相当すると思われる事件事故が発生した場合、当該学生が所属する学部又は研究科の長（以下「学部長等」という。）は、速やかに学長に通報する。学長は、事実関係の調査のために調査委員会を設置する。委員会は原則として次に掲げる者をもって組織する。

①学部長等 1名

②当該学生の所属するキャンパスの学務部長 1名

③その他、学長が指名する教員 若干名

ただし、客観的、かつ公平な調査を実施するために当該学生に関与する実習担当領域や授業科目責任者及び担任等の教員は原則として委員に指名しないこととする。なお、ハラスメント等の人権を侵害する行為など、事案により他委員会の下で調査を行うことが適当な場合は、その調査結果をもって本調査委員会の結果とすることができる。

(2) 調査委員会による調査及び学生への事情聴取

調査委員会は直ちに当該事案の詳細や影響について調査を行うほか、当該学生及び関係者に事情聴取を行う。当該学生に対する事情聴取においては、学生に弁明の機会を与え、必要に応じて参考人の意見聴取を行う。また、本学教職員又は学生を当該学生の補佐人とすることを認める。

当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、事情聴取ができない場合は、事情聴取が可能となるまでの間、関係学部等は、最終の調査報告を留保するものとする。

(3) 処分案の検討及び処分の申請

学部長等は、調査委員会による調査結果に基づき処分案を検討し、経営会議の議を経て「学生の懲戒処分申請書（様式1）」により学長に懲戒処分の申請を行うものとする。

(4) 懲戒処分の決定

学長は、学部長等からの申請に基づき、教授会の議を経て処分を決定する。

(5) 懲戒処分の通知

懲戒対象学生への懲戒処分の通知は、処分理由を記載した「懲戒処分通知書（様式2）」を当該学生及び保護者に交付することにより行う。また、学長は懲戒処分を行ったときは学内に平日5日間、告示（様式3）する。告示にあたっては、当該学生及び保護者に十分説明を行ったうえで行う。

(6) 懲戒処分の発効

懲戒処分は学長が教授会の議を経て、甲決裁を了した日に発効する。

(7) 不服申し立て及び再審査

懲戒処分を受けた学生は、次の各号の一に該当する事由があるときは、懲戒処分の発効日の翌日から起算して14日以内（大学の休業日を除く）に、学長に対して書面により不服を申し立てることができる。

①懲戒対象行為に係る事実の認定の基礎となった証拠資料が、偽造又は変造されたものであることが判明した場合

②懲戒対象行為に係る事実の認定の基礎となった承認の証言が、虚偽のものであることが判明した場合

③懲戒対象行為に係る事実の認定の後に、重大な証拠が新たに発見された場合

④懲戒対象行為に係る事実の認定に影響を及ぼす事実について、判断の遺脱があった場合

不服申し立ては、1回に限り行うことができる。また、書面には不服を理由づける事実を具体的に記載し、根拠となる資料を提出しなければならない。

当該学生から不服申し立てがあった場合、学長は再調査委員会を設置し、再調査をさせるものとする。なお、再調査委員会の委員は第1項に定める調査委員会委員以外の教員とする。再調査は調査委員会と同様の手順で実施する。

(8) 懲戒処分の学籍簿への記載

学生に懲戒処分を行った場合、学部長等は「懲戒の種類」「懲戒処分発効日」「懲戒の理由」学籍簿に記載する。なお、厳重注意は学籍簿には記載しない。

(9) 停学処分の延長及び解除

ア) 有期停学処分の解除及び延長

有期停学処分は、停学期間の満了する日をもって終了する。ただし、満了日をもって処分を解除することが適当でないと判断される場合、学長は期間を延長することができる。

イ) 無期停学処分の解除

学部長等は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学修意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが相当であると認めるときは、学長に対してその処分の解除を申請（様式4）することができる。ただし、原則として6ヶ月を経過した後でなければ、解除することができない。処分を解かれた場合、学長は学生に通知（様式5）する。

(10) 停学期間と在学期間・修業年限の関係

停学の期間は、在学年限に含め、修業年限に含まないものとする。

(成績の取扱)

第7条 懲戒処分を受けた学生の成績の取扱は、別表2のとおりとする。

(懲戒処分と学籍の異動)

第8条 学部長等は、懲戒対象行為を行った学生から懲戒処分の決定前に自主退学又は休学の申し出があった場合には、この申し出を受理しないものとする。

2 学部長等は、停学中の学生から停学期間を含む休学の申し出があった場合には、この申し出を受理しないものとする。

3 休学中の学生が停学となった場合、停学開始日は原則として当該休学期間終了後とする。

(事務処理)

第9条 懲戒処分にかかる事務手続きは看護学部及び大学院看護学研究科にあつては学務一課学生係が、さいたま看護学部にあつてはさいたま事務課事務二係が事務処理を行う。ただし、第6条で規定する調査委員会に関しては、別に定める。

(雑則)

第10条 この規程に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が各学部の教授会の意見を聴いて行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 在学生においては、令和2年4月1日に在籍する学生の全員に適用する。

附 則 (令和7年6月 日赤看大第250号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第5条第4号関係) 別紙による

別表2 (第7条関係)

	処分	成績の取扱	
試験等における不正行為及び論文作成における非科学的倫理に反する行為	戒告 停学	当該学期(前期又は後期)の履修科目の単位をすべて無効(不合格:D 評価(0点))とする。	
			有期
	無期		
上記以外の行為	退学	退学日をもって、当該学期(前期又は後期)の履修許可をすべて取り消す。	
	戒告 停学	成績に影響を与えない。ただし、実習における守秘義務違反等の場合は当該実習科目の単位を無効(不合格:D 評価(0点))とするほか、事案に応じて懲戒事案の振り返りが十分と判断されるまで別の実習科目の履修を認めないなどの適切と判断された措置を行うことができる。	
		有期	授業科目担当教員の成績報告に基づく。
		無期	当該学期(前期又は後期)の履修許可科目の単位をすべて無効(不合格:D 評価(0点))とし、解除日まで履修登録申請を受け付けない。
退学	退学日をもって、当該学期(前期又は後期)の履修許可科目をすべて取り消す。		

別紙

別表1 学生の懲戒処分に関する標準例

区分		行為の例	退学	停学	戒告
1	犯罪行為	殺人・強盗・強姦・放火等の凶悪な犯罪	○	○	
		傷害、窃盗等の犯罪	○	○	○
		薬物犯罪(所持・使用・売買又はその仲介)	○	○	
		ストーカー行為	○	○	○
		わいせつ行為	○	○	○
		性暴力等による犯罪行為	○	○	○
		コンピュータ又はネットワークの不正使用	○	○	○
		知的財産を喪失させる行為	○	○	○
2	性暴力等	性別、関係性及び理由の如何を問わず、同意なく行われる望ましくない性的な行動及び発言	○	○	○
3	ハラスメント等人権を侵害する行為	セクシャル・ハラスメント、アルコール・ハラスメント等のハラスメント行為並びにその他の人権侵害	○	○	○
4	学生本人の過失に起因する交通事故	死亡・高度障害を残す交通事故を起こし、その原因が無免許・飲酒・暴走等の悪質な運転の場合	○	○	
		人身事故を伴う交通事故を起こし、その原因が無免許・飲酒・暴走等の悪質な運転の場合	○	○	
		無免許運転・飲酒運転・暴走運転等の悪質な交通法規違反	○	○	○
		死亡・高度障害を残す交通事故を起こし、その原因が重大な過失の場合	○	○	○
5	試験等における不正行為及び論文作成における学問的倫理に反する行為	身代わり受験	○		
		カンニング行為。カンニングペーパーの持ち込み、持ち込み不可な教科書・ノートの使用		○	○
		携帯電話や電子辞書等、予め認可されていない電子機器の使用		○	○
		監督者の注意又は指示に従わなかった場合			○
		試験終了後の答案用紙の改ざん		○	○
		レポートの作成において他人の著作物の盗用や調査データ等の捏造・偽造等		○	○
6	授業・実習中の情報倫理に反する行為	発表した研究成果で示したデータ等の捏造・改ざん及び盗用等の研究倫理に反する行為	○	○	○
		授業・実習等で知り得た個人情報の漏えい行為(SNS上への書き込み等)	○	○	○
7	本学の教職員並びに学生の活動を不当な手段によって妨害する行為	電子カルテの不正アクセス、および無断閲覧による個人情報保護の違反行為	○	○	○
		本学が管理する建造物への不法侵入・不正使用・占拠による妨害行為		○	○
		本学が管理する建造物又は機器の故意に破壊・汚損・不法改築等による妨害行為		○	○
8	本学の名誉及び信用を著しく失墜させる行為	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	○	○	○
		大学の名誉及び信用を著しく失墜させる行為	○	○	○
9	その他	公的な場における大学や大学関係者に対する誹謗中傷による名誉棄損行為	○	○	○
		学則・学生諸手続等規程及びその他本学の諸規則等に違反する行為	○	○	○
		過去に処分を受けた者が再び行った場合	○	○	